第8回 NPO法人会計講座

令和元年11月

こんにちは、宮崎県生活・協働・男女参画課です。
さて、今回は、

貸借対照表の資産の部について、御説明します。

2 受取手形

まずは、次の貸借対照表のフォームを思い出しましょう。

貸借対照表(H31.3.31)				
(借方)	(貸方)			
資 産	負債			
	純資産			

次に貸借対照表の資産の部をより細かくしたものを作成したので御覧ください。

貸借対照表(H31.3.31)
(借 方) (貸 方)
(資産の部)
I 流動資産
1 現金預金 100

3 0 0

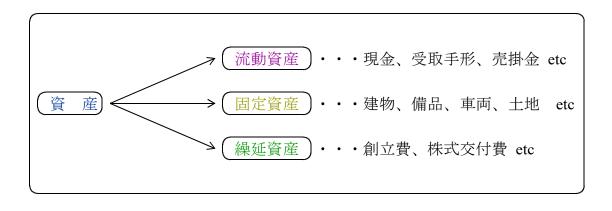
負債

	0 - 4 /10			
3 商	口口		2 5 0	
Ⅱ 固定資	<u>資産</u>			
1 建	物		8 0 0	
$2 \pm$	地	3,	0 0 0	
Ⅲ 繰延	資産			純資産
1 株式	式交付費		5 0 0	
資産	合計	4,	950	

資産の部の中に、3つのカテゴリー(赤字)が作られてますね。

今回のポイントはこれです↓↓

資産の部は更に、「流動資産」と「固定資産」と「繰延資産」の三つに分類されます。



このうち、繰延資産については、NPO法人会計では、あまり関わりませんので、 説明は飛ばします。

(本日の最終ページで、概要のみ説明しますので、興味のある方はお読みください。)

残る「流動資産」と「固定資産」については、名前からなんとなく イメージができるのではないでしょうか?

固定資産って言葉は日常でも使いますよね!



(イメージ)

流動資産・・・流動的に動きがある資産

現金及び1年以内に現金化される性質のもの。

固定資産・・・・流動的な動きのない資産

建物とか土地とか

1年以内に現金化される性質のものではない。

今回は、ここまでにします。

今回は、貸借対照表の借方の資産の部について、

「流動資産」

「固定資産」

「繰延資産」

の3種類に大別されるということを認識いただければOKです。

次回は、その<u>固定資産に行う、減価償却という会計処理</u>について御説明いたします。 お疲れ様でした!!

(補足説明:興味のある方のみ対象) 繰延資産とは・・・・

繰延資産とは・・・

「費用」なんだけど、例外的に「資産」として計上することが認められた 費用です。

↓ 意味不明~~?? ですよね。。。

例えば、会社を創立するまでには、定款を作成する費用やら、設立登記をする ための費用やら、いろいろな諸費用(ひっくるめて創立費となります)が発生 しますよね。

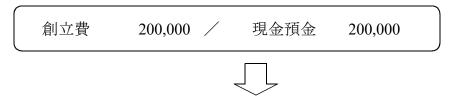
その費用(コスト)の効果は、初年度だけに及ぶものでしょうか。

いいえ。

創立費の効果は、初年度だけではなく、創立以降長い期間にわたって 及びますよね。(創立費があったから会社が設立できたわけで・・・)

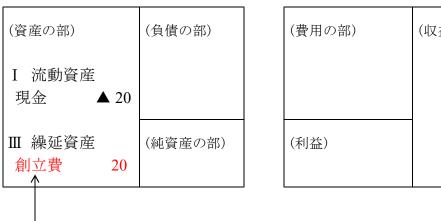
そのため、創立にかかる諸費用は、「例外的に!」損益計算書の「費用」ではなく、 「資産」(貸借対照表の資産の部の中の繰延資産)として 計上することが認められているのです。

仕訳にすると



貸借対照表(単位:万円)





(収益の部)

費用なのに資産に計上

他に繰延資産として資産計上が認められている費用は4種類です。

開業費・・・・・創立から開業までにかかった諸費用

株式交付費・・・・株式を発行する際にかかった費用

社債発行費・・・・社債を発行する際にかかった費用

開発費・・・・・新技術の採用等にかかった費用

↑ こんなものがあるんだな程度の認識でOKです。

以上、繰延資産についての補足説明でした!!